

世田谷区子ども・子育て会議子どもの権利部会の設置について

1 主旨

区では、国の「子どもの権利条約」の批准・発効等を背景とし、平成 10 年の区長の附属機関である世田谷区地域保健福祉審議会の答申に基づき、平成 12 年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を策定した。その中の重点取り組みとして、子どもの問題に対する区民の関心を高め、「子育て・子育てを地域社会全体で支える」との社会的合意を形づくる具体化の仕組みをあげ、条例策定に向け具体的な検討を進め、「子どもがすこやかに育つことができ、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現」を目指し、平成 13 年 12 月に 23 区で初めて子ども条例を制定、平成 14 年 4 月に施行した。

また、子どもの人権の尊重と確保の取り組みをいっそう推進するため、平成 24 年 12 月に子ども条例を改正し、子どもに寄り添い、子どもの立場に立った問題の解決を目指し、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」(略称「せたホッと」)を、平成 25 年 4 月に設置し、同年 7 月から相談業務を行っている。(令和 4 年度体制 子どもサポート委員 3 名、相談・調査専門員 5 名)

令和 3 年度の世田谷区子ども・子育て会議において、世田谷区子ども条例に基づく区の実践や今後の取り組み等に関する意見交換を行った結果、世田谷区子ども条例に関すること及び条例に基づく施策を評価・検証するため、令和 4 年度に、世田谷区子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、より集中的に議論することになったため、本審議会に報告する。なお、第 1 回の部会は、5 月 2 3 日に開催済みである。

2 部会設置の目的

世田谷区子ども条例に関すること及び条例に基づく施策を評価・検証するため、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、より集中的に議論し、子ども・子育て会議として「報告書」をまとめ、区に提出する。

3 部会設置の期間

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月末まで(4 回程度開催)

4 部会の構成メンバー

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|---|--------------------|--------------------|-----|
| 1 | 森田 明美 モリタ アケミ | 東洋大学 名誉教授 | 部会長 |
| 2 | 池本 美香 イケモト ミカ | (株)日本総合研究所 上席主任研究員 | |
| 3 | 久保田 純 クボタ ジュン | 日本大学 准教授 | |
| 4 | 飯田 政人 イダ マサト | 児童養護施設 福音寮理事長 | |
| 5 | 吉原 佐紀子 ヨシハラ サキコ | NPO 法人ここよみ 代表 | |
| 6 | 久米 朋子 クメ トモコ | 公募区民委員 | |

5 区の出席管理職及び機関

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|-------|-------------------------------------|----|
| 1 | 柳澤 純 | 子ども・若者部長 | |
| 2 | 嶋津 武則 | 子ども・若者部 子ども・若者支援課長 | |
| 3 | 須田 健志 | 子ども・若者部 児童課長 | |
| 4 | 小松 大泰 | 子ども・若者部 子ども家庭課長 | |
| 5 | 木田 良徳 | 子ども・若者部 児童相談支援課長 | |
| 6 | 伊藤 祐二 | 保育部 保育課長 | |
| 7 | 本田 博昭 | 保育部 副参事、教育委員会 教育政策部 乳幼児教育・保育支援課長 | |
| 8 | 宮川 善章 | 障害福祉部 障害施策推進課長 | |
| 9 | 井上 徳広 | 教育委員会 教育総務部 教育総務課長 | |
| 10 | 井元 章二 | 教育委員会 教育政策部 教育指導課副参事 | |
| 11 | 半田 勝久 | 世田谷区子どもの人権擁護委員 | |

6 今後のスケジュール(予定)

| | | |
|------|--------|----------------------------|
| 令和4年 | 7月22日 | 第2回子ども・子育て会議 |
| | 8月 | 第2回子どもの権利部会 |
| | 10月23日 | 子どもを対象としたワークショップ(ティーエイジ会議) |
| | 11月5日 | 子ども条例と子どもの権利に関するシンポジウム |
| | 11月 | 第3回子どもの権利部会 |
| | | 第3回子ども・子育て会議 |
| 令和5年 | 1月 | 第4回子どもの権利部会 |
| | 3月 | 第4回子ども・子育て会議(報告書を区に提出) |